

# 野焼きは法律で禁止されています！

野焼きとは、家庭ごみ、剪定木などを野外で焼却することです。そのまま積み上げて燃やしたり、穴を掘って燃やしたりする他、ドラム缶などの簡易な構造の焼却炉の使用も原則禁止です。

プラスチック類やビニール等を普通に燃やすと、燃焼温度が低く不完全燃焼となり、人体に有害なダイオキシン類が発生しやすくなります。絶対に燃やさないでください。

野焼きは、火災の原因になるほか、煙や灰、悪臭など、ご近所の迷惑にもなります。

雑紙など資源ごみとして出せるものはリサイクルし、資源ごみ以外の紙くず、ビニール類は「もえるごみの袋」に入れてごみステーションに出してください。剪定した木等は、市の基準に従い、ごみステーションなどに出しましょう。

(剪定木は幹の太さ、木くずや板は断面の厚さの基準を満たせば、もえるごみや粗大ごみとしてごみステーションに出すことができます。詳細はごみカレンダーをご覧ください。市役所環境衛生課までお問い合わせください。(例)剪定木:幹の太さ3cm以下で長さ1m以下はもえるごみ、同3cmから5cmで2m以下は粗大ごみ)

## 野焼きには罰則があります

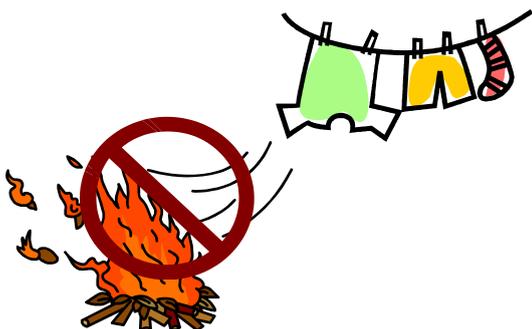
- 違反者には、5年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金又はその両方
- 従業員が違反した場合は、法人にも3億円以下の罰金

※ 野焼き禁止の例外となる廃棄物の焼却 ※

- 1 国又は地方公共団体でその施設の管理を行うために**必要な**廃棄物の焼却
- 2 震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために**必要な**廃棄物の焼却
- 3 風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために**必要な**廃棄物の焼却
- 4 農業、林業又は漁業を営むために**やむを得ない**ものとして行われる廃棄物の焼却
- 5 たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって**軽微なもの**

## ⚠ 注意 ⚠

- あくまで野焼きは原則禁止です。上記例外に該当するものであっても、風向き・場所・時間帯などに十分注意し、ご近所の迷惑とならないようにしましょう。苦情が寄せられた場合は、改善命令、行政指導等の対象となります。
- プラスチック類やビニール等は、ダイオキシン類の発生原因となりますので、絶対に燃やさないでください。



### 根拠法令

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条の2 (焼却禁止)  
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第14条 (焼却禁止の例外となる廃棄物の焼却)

### ■お問い合わせ■

本庁	環境衛生課	衛生係
東予総合支所	市民福祉課	生活環境係
丹原総合支所	市民福祉課	市民福祉係
小松総合支所	市民福祉課	市民福祉係

